

令和5年度二戸保健所犬抑留所管理等業務委託契約書（案）

岩手県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、岩手県二戸保健所犬抑留所管理等業務の実施を乙に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

第1 甲は、別紙「令和5年度二戸保健所犬抑留所管理等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受諾する。

2 乙は、委託業務の執行に当たっては、別紙仕様書に従い、これを誠実に実施しなければならない。

第2 委託期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

第3 甲は、第1の委託業務の実施費用は、日額 円とし、毎月業務完了後は、乙の請求により支払うものとする。

第4 契約保証金は、日額に366を乗じて得た金額の100分の5以上の金額とする。

第5 甲は、乙に対して、委託業務の実施に関し必要な事項を指示することがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

第6 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

第7 乙は、委託業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りでない。

第8 甲は、必要があると認めるときは、事業の内容を変更し、又はこれを一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

第9 乙は、毎月の委託業務が完了した場合は、犬抑留所管理等業務日誌（様式第1号）とともに、業務完了報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により業務完了報告書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して10日以内に、業務完了報告書を審査し、必要に応じて実地調査を行うことにより、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合

するかどうかの検査を行うものとする。

第10 甲は、第9第2項の規定による検査により、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。

2 乙は、前項の規定による指示に従って措置をした場合には、その結果を甲に報告するものとする。

3 第9第2項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

第11 乙は、第9第2項（第10第3項において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格した場合は、委託料請求書（様式第3号）を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により委託料請求書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

第12 乙の業務に必要な消耗品及び光熱費は、甲が負担するものとする。

第13 乙は、業務の実施に当たり、甲の建物、工作物、物品及び書類については、善良な注意をもって取り扱わなければならない。

2 前項の建物、工作物、物品及び書類を乙の責に帰すべき事由により損害を与えた場合は、その損害に対し、乙は甲に賠償するものとする。

3 委託業務の実施に関し発生した労働災害、病気、損害等（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

4 乙は、前各項の労働災害、病気、損害等（第三者に及ぼした損害を含む。）が発生した場合は、直ちに甲に報告しなければならない。

第14 甲は、乙が委託期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

第15 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、委託料の支払を遅延した場合には、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、支払うべき委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

第16 甲は、乙が実施した委託業務に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

第17 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第 5 若しくは第 10 第 1 項の規定による甲の指示に従わなかったとき。
- (2) その他この契約に違反したとき。

第 18 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。
- (2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託業務を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

第 19 第 17 又は第 18 の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の 100 分の 5 に相当する額を甲に納付するものとする。

2 前項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

第 20 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

第 21 乙は、第 17 又は第 18 の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

第 22 乙は、第 21 の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年 2.5 パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。

第 23 乙は、委託業務の実施に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

第 24 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和 11 年 3 月 31 日まで保存するものとする。

第 25 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

令和 5 年 月 日

甲 岩手県
契約担当者 県北広域振興局長 坊良 英樹

乙 (落札者)